

令和7年3月

高松市国民保護協議会資料

高松市国民保護計画の修正について (概要)

高松市総務局危機管理課

高松市国民保護計画の位置づけ

(1) 高松市国民保護計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第1項の規定に基づき、高松市長が作成する計画であり、本市が実施する国民の保護のための措置に関する必要な事項を定め、もって、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、本市の地域に係る武力攻撃事態、緊急対処事態等から国民の生命、身体及び財産を守るとともに、武力攻撃に伴う被害を最小化することを目的とする。

(2) 高松市地域防災計画との関連

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃事態等に対処するものであることから、高松市地域防災計画とは別の法体系による計画である。

高松市国民保護計画の見直し方針

「高松市国民保護計画」見直しの基本方針

高松市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、香川県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

（高松市国民保護計画 第1編 第1章 3（1）市国民保護計画の見直し）

具体的な見直し方針

- ・ 香川県国民保護計画の変更に伴う修正
- ・ その他の修正

主な修正内容

1.香川県国民保護計画の見直し等を踏まえた修正

- ① 緊急処理事態の定義
- ② 情報通信機器等の活用
- ③ 実践的な訓練の実施
- ④ 各避難施設の収容人数の把握等の実施
- ⑤ 情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動についての平素からの周知

2.その他の修正

- ① 実施担当、関係機関の明記
- ② 高松市の組織機構、文言等の修正

1. 香川県国民保護計画の見直し等を踏まえた修正

香川県国民保護計画の見直し等を踏まえた修正

新規・修正

① 緊急処理事態の定義

< 第1編 第5章 2 緊急処理事態 >

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、以下の(1)のとおり緊急処理事態を定義するとともに、緊急処理事態として県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 緊急処理事態の定義

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態

(2) 攻撃対象施設等による分類

(以下略)

(3) 攻撃手段による分類

(以下略)

※赤字下線部は追加、青字下線部は修正

香川県国民保護計画の見直し等を踏まえた修正

新規

② 情報通信機器等の活用

< 第2編 第1章 第3 4 情報通信機器等の活用 >

4 情報通信機器等の活用

(1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

市民に対して、迅速に警報を通知するため、消防庁が整備した全国瞬時警報システムを活用する。

(2) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の活用

内閣官房が整備した緊急情報の双方向通信システムである緊急情報ネットワークシステムを活用し、国からの国民保護関連情報を収集する。

※下線部を追加

香川県国民保護計画の見直し等を踏まえた修正

修正

③ 実践的な訓練の実施

< 第2編 第1章 第5 2 訓練 >

(1) 市における訓練の実施 (略)

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

※赤字下線部を修正

香川県国民保護計画の見直し等を踏まえた修正

新規

④ 各避難施設の収容人数の把握等の実施 ＜ 第2編 第2章 5 避難施設の指定への協力 ＞

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設（避難所、地下施設等）の指定に際しては、各施設の収容人数の把握等を行い、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

※赤字下線部を追加

香川県国民保護計画の見直し等を踏まえた修正

修正

⑤ 情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動についての平素からの周知 ＜ 第3編 第4章 第2 5 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項 ＞

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

ア (略)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

(以下略)

※赤字下線部を修正

2. その他の修正

2. その他の修正

新規

① 実施担当、関係機関の明記

□ 実施担当及び関係機関を明記

実施担当：市の組織

関係機関：国、県、指定公共機関、
指定地方公共機関等

第3編 第4章 第2 避難住民の誘導等

主な実施担当	市（広聴広報・シティプロモーション課、危機管理課、協働コミュニティ推進課、牟礼総合センター、山田総合センター、仏生山総合センター、香川総合センター、勝賀総合センター、国分寺総合センター、地域共生社会推進課、障がい福祉課、長寿福祉課、介護保険課、地域包括支援センター、こども保育教育課、生活衛生課、産業振興課、農林水産課、観光交流課、道路管理課、河港課、教育局総務課、保健体育課、消防局、病院局）
関係機関	中国四国管区警察局、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、高松海上保安部、日本放送協会、四国旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、全指定地方公共機関、県

2. その他の修正

修正

② 高松市の組織機構、文言等の修正

□ 高松市の組織機構

令和6年度高松市組織機構図に基づく、組織名称等の修正

(例) 旧：総務部 → 新：総務局

旧：庶務課 防災対策室 → 新：危機管理課

□ 文言等の修正

人口・気象等の統計、法改正に伴う用語の修正等